

堺市シェアサイクル事業者募集要項
(公募型プロポーザル方式)

1. 事業目的

本市では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に伴う周遊環境の向上への課題や、既存の公共交通機関を補完する移動手段としての可能性等の検証を行うため、公共用地等を活用した実証実験を行った。その結果、回遊性の向上等に寄与することや、移動手段の選択肢の1つとしての役割となることを確認できた。

実証実験の結果から、今後も期待できる利用ニーズがあるため、移動環境のさらなる向上を目的とし、「堺市シェアサイクル事業」の本格運用を実施する。

2. 概要

(1) 名称

堺市シェアサイクル事業

(2) 内容

別紙「堺市シェアサイクル事業 仕様書」のとおり

(3) 期間

協定書締結日から令和9年9月30日まで（運用開始は令和4年10月1日）

(4) 実施エリア

堺市シェアサイクル実証実験における既設エリアでの実施を基に市域全体を対象とする。

※部分的なエリアのみでの事業実施は不可とする。

3. 企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点

別紙「審査基準及び配点表」のとおり

(2) 審査方法

- ・提出書類は堺市の庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・提出書類の内容について、プレゼンテーションの実施を予定しているため、日時等詳細については別途連絡を行う。
- ・最も高得点の者が2人以上ある場合には、別添「審査基準及び配点表」の評価項目中(3)『運営設備』の得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。
なお、(3)『運営設備』の得点の合計も同じ場合は、その者を対象に委員全員による択一投票を行い1者を選定する。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。
- ・提案者が1者の場合は、選定委員会で提案内容を審査し、優秀であるときは交渉権者として選定する。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和4年9月6日（予定）に全ての事業者へ通知するとともに堺市ホー

ムページで公表する。また、各提案事業に対する採点結果についても堺市ホームページで公表する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適したものを優先交渉権者として決定する。

4. 協定の締結

(1) 協定者の決定

- ① 優先交渉権者との協定交渉が成立した場合は、当該事業者を協定者として決定し、協定の締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和4年9月上旬に契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- ② 優先交渉権者との協定が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権となり、協定交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を協定者として決定し、協定締結を行うものとする。なお、当初の優先交渉権者が辞退したことにより協定が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び協定不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 誓約書の提出

優先交渉権者は、協定締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。

5. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。

- (2) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認

可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定。以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けている者ではないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)を受けた当該通報に係る者でないこと。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは当該通報等を受けた場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (5) 本業務に参加資格確認申請を行っている者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)(以下「参加資格確認申請者」という。)が、他の参加資格確認申請者を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)
- (6) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 組合とその組合員が同時に参加資格確認申請者である場合
 - イ 参加資格確認申請者である他の組合の組合員である場合
- (7) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者
- ※共同企業体として参加する場合は、構成員においても上記参加資格を満たすこと

6. 留意事項

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
なお、提出書類や選定結果(不採用となった団体の名称、審査結果を含む)は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が協定内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には協定を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (7) 同一の提案者からの複数の企画提案の提出は不可とする。
- (8) 企画提案の選定は提出された内容に基づいて行うが、選定された候補者は、堺市との協議のうえ提案された内容について、必要に応じ、修正を依頼する場合がある。
- (9) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。

7. 業務担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館20階
堺市 建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課 担当 阪本・橋元

TEL 072-228-7636 FAX 072-228-0220
e-mail jiki@city.sakai.lg.jp

8. 日程

(1)	公募開始日	令和4年8月9日(火)
(2)	プロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日	令和4年8月23日(火) 午後5時
(3)	質疑締切日時	令和4年8月23日(火) 午後5時
(4)	質疑回答日	令和4年8月25日(木)
(5)	プロポーザル参加資格確認結果通知日	令和4年8月25日(木)
(6)	企画提案書等・辞退届提出締切日	令和4年8月31日(水) 午後5時
(7)	プレゼンテーション実施日	令和4年9月5日(月) [予定]
(8)	審査結果(採否)通知日(優先交渉権者決定)	令和4年9月6日(火) [予定]
(9)	契約締結	令和4年9月上旬

9. 応募書類の配布

前記8(1)の公募開始日から(2)のプロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日まで、堺市ホームページからダウンロードする。

堺市ホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/>

10. 提出方法

- (1) プロポーザル参加資格確認申請書等、辞退届、企画提案書等の提出方法は、直接持参または郵送（FAX不可）とする。

【持参の場合】前記8の各提出期限日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に持参すること。

【郵送の場合】前記8の各提出期限内内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記7のとおり電話連絡し、到達確認をすること。

- (2) プロポーザル参加資格確認申請書等の受付

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

・提出書類

- (ア) 堺市シェアサイクル事業プロポーザル参加資格確認申請書

（様式第1号）・・・提出部数1部

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

- (イ) 同意書（※）・・・提出部数1部

・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印すること。

- (ウ) 国税の納税証明書（※）・・・提出部数1部

・法人はその3の3、個人はその3の2とし、本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。

※提出書類(イ)(ウ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

- ・受付日時 令和4年8月9日(火)から令和4年8月23日(火)まで
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- ・受付方法 「堺市シェアサイクル事業プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、前記7に直接持参または郵送(必着)にて提出。

(3) 質問書の受付、回答

- ・受付日時 令和4年8月9日(火)から令和4年8月23日(火)まで
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
※上記以降の質問は一切受け付けない。
- ・受付方法 「堺市シェアサイクル事業に関する質問書(様式第2号)」に記入のうえ、前記7に直接持参または郵送(必着)にて提出
- ・回答方法 令和4年8月25日(木)までに堺市ホームページ上に回答を掲載

(4) 企画提案書の受付

- ・受付日時 令和4年8月9日(火)から令和4年8月31日(水)まで
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- ・受付方法 以下の提出書類を前記7に直接持参または郵送(必着)にて提出
- ・提出書類

番号	内容	部数
①	堺市シェアサイクル事業企画提案書(様式第3号)	正1部(要押印) 副11部
②	堺市シェアサイクル事業計画書(様式第4号)	正1部 副11部
③	堺市シェアサイクル事業への応募事業者の概要、担当部署の組織配置及び本事業の運営体制が分かる資料(様式任意)	
④	堺市シェアサイクル事業収支等計画書(様式第5号)	
⑤	その他、プレゼンテーションに使用する資料(様式自由)	コピー12部

※正1部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「堺市シェアサイクル事業企画提案書」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

※副11部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「堺市シェアサイクル事業企画提案書」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

※別紙の「堺市シェアサイクル事業 仕様書」に基づき、企画提案書を作成すること。なお、提案書には提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることがある。

11. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

前記8(6)の企画提案書等・辞退届提出締切日まで

(2) 提出先

前記7のとおり

(3) 提出方法

前記10のとおり

12. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団

(3) 提出期限までに書類が提出されない場合

(4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

(5) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(6) 著しく信義に反する行為があった場合

(7) 契約を履行することが困難と認められる場合

(8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

(9) 本業務について2案以上の企画提案をした場合

(10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

13. プレゼンテーション

○日時 令和4年9月5日(月) 時間未定(予定)

○場所 堺市役所高層館12階南会議室

○注意事項

・プレゼンテーションの詳細については、後日別途通知する。

・提出した企画提案書及び関連資料に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。

・各提案者のプレゼンテーション時間は、20分以内とする（質疑応答を除く）。

・プレゼンテーションには、紙資料のほか、プロジェクターを使用することができる。

- ・提案者は、必要に応じてP C本体、プロジェクター本体及び接続ケーブルを用意すること。
- ・プロジェクター本体について、堺市の所有する機器の使用を希望する場合は、令和4年8月31日（水）までに前記7へ連絡し、指示を受けること。
- ・選定内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。